

障害福祉サービス費・障害児通所支援給付費の過誤申立について

過誤申立の流れ

【例】 令和6年4月提供の請求内容が誤っていた場合

※請求については5月に審査され、6月に支払いが完了している状態

しまった、4月は〇〇加算が取れないのに、請求してしまっていた！

あわわ…

事業所みっきい

7月上旬に間違いに気づいたため、8月に再請求したい！



① 市役所へ必要書類を提出

※ **7月末**までに提出してください

※過誤申立書・正誤の明細書(4月分)の写し(人数分) が必要



市役所



8月頭に間違いだった請求
情報データを作成し、国保
連合会へ送信します

② 8月10日までに7月サービス提供分の請求と共に、正しい請求情報(4月分)を国保連合会へ送信、**再請求処理**を行う

③ 7月サービス提供分の請求が9月に支払われる

※誤りだった4月提供分の情報をもとに金額調整が行われる

～イメージ～

事業所みっきい

①	【誤】 Aさんの4月請求額	150,000 円
	【正】 Aさんの4月請求額	130,000 円
	差額	-20,000 円

2万円分多く
請求してしまっ
ていた

②	事業所みっきい全体の7月請求額	1,500,000 円
	差額	-20,000 円
	7月提供分として支払われる最終金額	1,480,000 円

※過誤申立は、Aさんの4月請求情報が丸々取り消しされている状態のため
再請求を8月に行わない場合は、9月に支払われる金額が **1,350,000 円**
(1,500,000 円 - 150,000 円)となりますのでご注意ください。